

ガレキの広域処理

広域処理は行うべきか、行わないべきか

2012年5月28日

立教大学 瀧川ゼミ

大溝すみれ 奥野勇 轟直也

※配布版との変更点

- ・ゼミ議論の結果を反映し、「前書き」の形で文章化しました。
- ・5月30日現在の、最新データに修正しました。
- ・文章の校正をしました。
- ・データを多少追加しました。

目次	ページ番号
前書き (ゼミ議論のまとめ)	2
1 広域処理とは何か	3・4
2 論点	4
3 反対派の意見	5・6
4 賛成派の意見	7・8
5 資料	9・10

「前書き」という名の後書き¹(ゼミ議論のまとめ)

賛成派が6人(うち、折衷案が2人)、反対派が3人となりました。

議論で出た意見ごとに、「A：広域処理そのものの迅速性の利点、B：経済効果・コスト面に関する点、C：放射能問題への考え方」の3つに分類した。

(1) 賛成派

A1：広域処理をしなければ2年遅くなる。広域処理をせず、2年も放置状態にするのはいかがなものか。

2年の時間は大きく、早く処理出来るのであれば、早い方が良いのではないか。

A2：被災地での火災、健康被害リスクを無くすためには、できるだけ早く処理した方が良い。広域処理で早期処理でき、リスクを軽減できるのであれば、多少コストがかかろうと広域処理を行った方が良い。

B1：早く処理を行えば、仮置場の土地が空く。反対派は処理場を地元で作ることで雇用が生まれ、経済活性・復興と言うが、仮置場の土地を空けて新たに産業を興して行くことも考えられる。むしろ、この方が将来的に安定した雇用を生み出せるのではないか。

B2：雇用は現地の人を雇用することになるだろうが、危険ではないか。専門家(ゴミ処理を専門に取り扱う業者)に任せるのが良いのではないか。

B3：作った処理場はガレキの処分が終わったら無用の長物になりかねない。もし、解体することになれば結局コストは広域処理と変わらないのではないか。

C1：政府が公式に「安全だ」とするデータを提示しているのだから、それを信頼するしかないだろう。それを「政府は信頼できない」と拒否するのはどうなのか、では何なら信頼するのか。政府を信じる以上は、「反対論者は黙れ」という石原氏の意見も一理あるのでは。

(2) 折衷案…現地処理を拡大しながら、広域処理すればいいのではないか。

(3) 反対派

A1：広域処理量の13%は「2013年度末」という納期ありきで逆算された数値に過ぎない。そもそも、納期は必要なのだろうか。広域処理が無くても2年で終わる。

B1：現地に処分場を設置し、処理を行う方が、雇用が創出され、復興につながるのではないか。

B2：現地の人は既にガレキの分別等の作業に携わっており、安全性は保たれている。

B3：ガレキ移送コストだけではなく、風評被害の経済損失を考えれば、現地処理の方が良いのではないか。

C1：処理受入で、必要のない放射能リスクを抱えることになる。データをきちんと示せば皆が納得するわけでも無い。必ず、反対する住民はいる。

C2：政府の「安全」保障は「安心」を保障しているわけではない。

C3：反対派住民の拒否する権利はどこに行ったのか。「黙れ」はあまりにも乱暴ではないか。

(4) つぶやき

・廃棄物について自己処理が原則であるならば、広域処理という例外の根拠は何だろうか。そもそも原発にしても、自己責任が原則である＝東京の電力を福島が供給する謂われがない、といわれていたのにもかかわらず。

・最初から国内処理が前提で議論が進んでいるが、国外処理にはならないのか。

¹ ゼミ議論の結果を最後に入れるのも変だし、最初に入れると段落番号の設定がずれるので面倒だ。なので、「前書きで後書き」を書けば番号を変えずに最初に持ってこられる！、と思って作成した。

1. 広域処理とは何か

(1) 広域処理とは

東日本大震災の津波で被害に遭い、倒壊した家屋や海水を被った家財等の災害廃棄物が大量に発生した。発生したガレキの処理を急いでいるため、全国の廃棄物処理施設で、被災地で処理しきれない災害廃棄物を処理すること。

岩手・宮城の両県では、全力で災害廃棄物の処理を行なっているが、処理施設の不足で思うように進んでいない。その量は岩手県で通常の約12年分、宮城県で通常の約14年分にも達している。被災地の1日も早い復興に向けて、災害廃棄物の早急な処理は必要である。そこで、環境省及び政府は、廃棄物の処理施設に余力のある全国の各自治体と住民の協力を求め、災害廃棄物の広域処理を進めている。

(2) 被災地の現状

被災地では、災害廃棄物を一時的な置場である「仮置場」に移動している。現在では災害廃棄物が山積みされ、火災の危険性も高まっているが、仮置場をさらに確保することは地形的に難しい状態だ。被災地では仮設焼却炉を設置するなどして処理に取り組んでいるが、それだけでは処理しきれず、日本全体で災害廃棄物の処理に協力することで、復旧・復興を進めることが不可欠であると政府は考えている。

(3) 現行の実施状況

3月11日の地震と津波による影響で、岩手県では約525万トン(通常年の12年分)、宮城県では1150万トン(同14年分)の災害廃棄物が発生した。政府は平成25年度末を目途に処理を終了させることを目標とし、そのために岩手県で120万トン、宮城県で127万トン、合計で247万トンの支援が要請されている。なお、福島県のガレキは、広域処理の対象では無い。政府として、福島県のガレキは、国の直轄事業・代行業などにより県内で処理するとしている。

広域処理に回される廃棄物は、倒壊した家屋や建築物から出た柱材、角材、コンクリート、アルミサッシなどの金属類のほか、畳、じゅうたん、衣類、電化製品、家具、布団、マットレスなどの海水をかぶった生活用品、さらには流されてきた樹木や海の中のヘドロなどがある。この中で再生利用に適さない木くず、廃プラスチック、不燃物などが広域処理の対象になる。これらの廃棄物を被災地で可能な限り分別・リサイクルを行った上で、他の自治体に焼却・埋め立て処分を依頼する。

また、放射性セシウム濃度が不検出又は低く、岩手県と宮城県の沿岸部で安全性が確認されたものに限られる。可燃物の場合は、対象とする災害廃棄物の放射性セシウム濃度の目安として、廃棄物を焼却処理した焼却灰の放射能濃度が8000 Bq/kgを下回る²ものとしている。8000 Bqを下回るには、災害廃棄物の放射性セシウム濃度が240 Bq/kg以下であればクリアできるとされる。

受入自治体は災害廃棄物を焼却し、これを処分する。焼却処理に伴う排気ガスの放射性セシウムは、バグフィルター等を用いることで99%除去できる。99%のセシウムを含む焼却灰は、土と焼却灰をミルフィーユ状に層を重ね、最上層は50 cm以上の土で覆うことになっている。これにより、99.8%の放射線を遮蔽できる。³

平成24年3月16日、内閣総理大臣・環境大臣により、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条1項に基づく広域処理の協力要請を発令。2012年5月21日の時点で、青森県・秋田県・山

² 最終処分場周辺住民の年間被曝量が0.01ミリSv/年以下、脱水汚泥等埋立処理に伴う被曝量が1ミリSv/年以下となる値。広域処理に伴う全工程を検討し、最も被曝可能性が高かった脱水汚泥等埋立処理者を基準としている。IAEAにおいても適切である旨評価されており、国際的に見ても適切な基準値であるとしている。

³ 『津波被害による岩手県・宮城県の災害廃棄物の受け入れについて(第4版)』(環境省、2012年5月25日)

形県、東京都・静岡県で受入が行われており、群馬県・埼玉県で試験処理が実施されている。また、日本全国の自治体が受入検討を行っている。⁴

(4) 別紙参考資料

- 1・阪神淡路大震災との比較資料
- 2・東日本大震災被災地のガレキ量
- 3・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(抜粋)
- 4・『津波被害による岩手県・宮城県の災害廃棄物の受け入れについて(第4版)』⁵

2. 論点

環境省は、岩手・宮城・福島の前被災3県のガレキ量の合計を1880万トンと推計している。阪神・淡路大震災のガレキ発生量1477万トンの1.6倍の量になっている。宮城県のガレキ発生量(1150万トン)は被災県の中で最も多く、同県の一般廃棄物排出量82.5万トン(平成20年度)の約14年分に相当する。被災地でも復興のために、早急に処理をしたいと言う住民の意見もあり、政府・環境省・地方自治体⁶としては広域処理によって災害廃棄物の処理を進めたいところである。

しかし他方では、たった247万トン(推計ガレキ総量の約13%)の災害廃棄物を、全国に広域処理する移送コストが無駄ではないか、地元処理することで被災地の雇用・経済活性につながり、ひいては復興になっていくとの意見もある。

さらに、放射性物質が付着した廃棄物の受入には、風評被害・健康被害を恐れる点などの理由から反対する声も根強い。特に、放射性物質に関しては、国の調査データは良い数値を出すように操作された検査結果ではないか、と指摘する識者・医者もいる。

現状のまま広域処理がなされれば13%のガレキを受け入れることで、本来なら発生しない被曝リスクや風評被害を受けることになりかねない、と識者や反対する住民は主張する。

以上のことを踏まえ、被災2県で発生したガレキの広域処理は必要なのか、もしくは不要なのか、検討してみたい。

⁴ 『広域処理に関する地方自治体の状況』(環境省発表資料、2012年5月29日時点)

⁵ 別紙配布のため、このワードファイルには添付しない。

⁶ 『広域処理「必要」6割 被災27市町村調査』(沖縄タイムス、2012年5月15日参照)

http://www.okinawatimes.co.jp/article/2012-04-08_32203/

なお、この調査では「市町村」に対する調査であり、「住民」調査ではない。

3. 広域処理 反対派の意見

(1) 震災ガレキ処理加速のカギを握る広域連携促進⁷

<NTTデータ経営研究所 社会・環境戦略コンサルティング本部 シニアマネージャー 林孝昌>

環境省は既に都道府県に対して、「放射性物質濃度が搬入前に1キロ当たり240Bq以下であれば、焼却後も埋め立て基準値の同8000Bqを超えることはない」との受入処理に係る指針を示している。少なくとも同指針は科学的な知見を踏まえた安全性の確保に対しては十分な配慮がなされている。

ただし、「安全」と「安心」は完全に違う次元の課題である。国民的な放射性物質への不安の高まりは、科学的な検証結果等を踏まえた論理的な議論の水準をはるかに超えており、各地の住民感情は「0Bqであることが確認されない限り、受入を認めるべきではない」という主張にまで発展してしまっている。

すなわち、今必要なことは先進的な実践事例を創出するとともに、徹底的な情報公開を通じて人々の感性に訴える「安心」を生み出すことであり、広域連携を通じたガレキ処理加速の成否はその2点にかかっているのである。

(2) ガレキの処理が遅れている理由は何か？⁸

<中部大学教授 武田邦彦⁹>

「ガレキの処理が5%しか進んでいない。これはガレキの引き受けが進んでいないから」と2月21日に発表した。

しかし、もともと被災地外で処理するのはたったの20%だから、被災地外の引き受けが順調で、もし半分が引き受けても10%の処理率になるに過ぎない。

つまり、環境省はこれまでと同じようにガレキの処理が遅れている理由を、国民が誤解するように発表し、専門家と言われる人はこの辺の事情を十分に知っているのに言わない。新聞も同じである。

⁷ 『トレンドウォッチ 2011年10月31日』（エコロジーエクスプレス、2012年5月15日参照）

<https://www.ecologyexpress.jp/content/trend/20111031trend.html>

エコロジーエクスプレスは、株式会社NTTデータが運営する、環境とエネルギーに特化した会員制の情報配信サービスである。国内外の環境ニュース、法令、自治体条例、環境経営、CSR等に関するコンテンツを毎日更新している。

⁸ 『ガレキのトリック…その危険性とトリックを正しく知ろう(2012年2月28日)』（武田邦彦HP、2012年5月15日参照）

http://takedanet.com/2012/02/post_740a.html

⁹ 工学博士、専門は資源材料工学。理化学的手法を用いた原子力、材料、環境などの研究と、倫理、教養、安心などの研究を行っている。

(3) ガレキを引き受けずに現地に焼却所を建てよ¹⁰

<横浜市議会議員 草間剛¹¹>

東北3県のガレキ推計量は、約2,260万トン(岩手県約440万トン、宮城県約1,590万トン、福島県約230万トン)であり、報道によると、阪神・淡路大震災の1.6倍、全国の年間一般廃棄物総量の2分の1に相当します。また、ガレキは1か所にまとまっているのではなく、岩手県内だけで98か所・宮城県内では145か所の仮置き場があります。

環境省は、今たまっているガレキ処理のほか、これから解体する家屋の処理も含め1兆円以上の予算を計上するようですが、既に1次補正の3800億円を使い、たとえば石巻では鹿島などのJVが県から2000億円(国費)の受注を受けガレキを処理しています。

この2週間近く、僕は岩手県内の議員や首長、職員・市民の皆さんと意見交換を重ねてきました。

現地の実感として、「誰がガレキを処理しているのか分からない」という意見と「全く地元の雇用に結びついていない」という意見を多くいただきました。宮古のような漁業の街で津波を受けた地域では、今街にあるのは「ガレキ」くらいです。

ただ、そのガレキも地元の人たちの訳のわからないまま誰かが処理して、例えば東京に持って行っても、仕事が全くない地元の雇用には実感として何1つ結びついていないそうです。

東京が宮古を選んだのは、被災地で最も北にあり、放射能汚染を気にしたからだと思いますが、宮古のガレキを片づけるにも、片道車で15時間(列車を使うようですが)。貨物の駅がある盛岡から山をいくつも超えていかなければいけない沿岸部から、途方もない量のガレキを長距離移動させ処理することに比較して、今何もない沿岸部に、発電もできるごみ処理工場を最先端の技術を持っている横浜市が建てて、現地の人たちがごみ処理場建設から灰の埋立まで携われれば、漁業が復活するまで時間は稼げるし横浜にとっても、本当の意味の被災地支援になるはずです。

しかも、処理のお金(国費)は東京の業者でなくほとんどが地元に着ちますし、寒い現地にとっては、発電力のあるごみ処理場は、未来を考えてもまたとない資産になるはず。スウェーデンなどでは、ごみ処理場の熱を使った地域暖房が既に文化となっています。しかも、鹿島の受注額の4分の1の500億円で処理工場は建ちます。

同じお金を使うなら、もっと有効に使わなければいけません。

¹⁰ 『くさまの主張 2011年11月』(草間剛 HP、2012年5月15日参照)

<http://www.kusamatsuyoshi.com/syutyuu06.html>

¹¹ 自由民主党所属。2011年4月、横浜市議会議員選挙にて初当選。温暖化対策・環境創造・資源循環委員会所属。横浜市のスマートグリッド、温暖化対策、自然エネルギー、放射線測定、環境、緑生問題を担当している。

4. 広域処理 賛成派の意見

(1) 震災ガレキの受け入れに賛成¹²

<衆議院議員 河野太郎¹³>

まず、どんなに放射線量が少なくとも、放射性物質を動かすことに反対するという反対意見があることは承知しています。しかし、神奈川県は、すでに県内各自治体で発生したゴミの焼却灰を一部、県外で埋め立て等の処理をしていただいています。また、下水処理場の汚泥の焼却灰を、現在は処理場の敷地内で保管していますが、いずれ敷地内では保管しきれなくなります。その時に、どんなに放射線量が少なくとも放射性物質は動かせないといえ、下水の処理をすることができなくなります。ですから、**放射性物質は何でも動かすなという意見は現実的ではありません。**

さて、黒岩知事が受け入れを表明した震災ガレキの発生地は岩手県宮古市は、福島第一原発から260km離れています。**川崎市や横浜市は、むしろ宮古市よりも原発事故地に近いぐらいです。**

そして、2012年1月28日の空間放射線量率の最大値は、宮古市0.052 μ Sv/時間、茅ヶ崎市 0.047 μ Sv/時間です。つまり、宮古市は、福島第一原発の事故の影響を神奈川県よりも強く受けたわけでもありませんし、現在の放射能濃度は神奈川県とほぼ同じレベルです。さらに、神奈川県が受け入れるガレキの放射能濃度は、1kgあたり100Bq以下のものに限られます。この**1kgあたり100Bq以下の物質は、定義上も通常の廃棄物であり、通常は、放射性物質としては取り扱われません。**

ガレキの受け入れを表明している東京都が、実際に宮古市からガレキを持ってきて、東京都内の施設で選別・破砕した可燃物の放射性物質濃度を測定したデータがあります。

データは以下の三つのケースに分かれています。

- ①都内のゴミと完全に分け、震災ガレキだけの状態で処理して放射性物質濃度を測った場合
- ②一つのラインで、時間帯を分けて都内のゴミと震災ガレキを流した場合
→若干都内のゴミが混ざった状態
- ③都内のゴミと震災ガレキが混ざった状態で流した場合

①は検出限界(40Bq/kg)以下、②は60Bq/kgと95Bq/kg、③は111Bq/kgでした。このデータを見ると、論理的に考えて、**都内のゴミの放射性物質濃度のほうが宮古市のガレキよりも高いこと**になります。

ガレキの処理なくして、東北の震災復興はありません。お手伝いできるところは、ぜひ協力していこうではありませんか。

¹² 『河野太郎公式ブログ ごまめの歯ぎしり 震災ガレキの受け入れに賛成する(2012年2月3日)』(河野太郎HP、2012年5月21日参照)

<http://www.taro.org/2012/02/post-1159.php>

¹³ 自由民主党所属。2009年8月、第45回衆議院議員総選挙・神奈川県第15区(平塚市・大磯町・二宮町・茅ヶ崎市)にて当選、2009年9月の自民党総裁選に立候補するも谷垣禎一に敗れ次点、現在5期目。

主な著書に『原発と日本はこうなる 南に向かうべきか、そこに住み続けるべきか』(講談社、2011年11月)、『「原子カムラ」を超えて—ポスト福島のエネギー政策』(NHK出版、2011年7月)などがある。

(2) 一層の受け入れ先拡大を¹⁴

<公明党>

ガレキ処理の遅れは、被災地に深刻な影響を及ぼしている。ガレキの山が発酵して火災を引き起こす事例が頻発しているほか、悪臭や衛生上の不安から心身の不調を訴える人も後を絶たない。復興を進めようにも、大量のガレキに阻まれて身動きが取れない地域もある。

大半の国民が広域処理自体に賛成なことは世論調査でも明らかなのに、いざ受け入れとなると尻込みしてしまうのは、まさに「国民の不安をしっかりと受け止めない(中略)政府のやり方への国民の自己防衛」(朝日新聞で評論家の加藤典洋氏)のゆえなのだ。

その意味で、国は放射能汚染のリスクや安全基準などについて、国民目線に徹して説明する必要がある。ただし、首相の「日本人の国民性が試されている」発言などは“上から目線”の極みであり、言語道断というほかない。

(3) ガレキ処理反対には「黙れ」¹⁵

<東京都知事 石原慎太郎¹⁶>

東京都が東北以外の自治体で初めて、東日本大震災で発生したガレキを受け入れて処理を始めたことに対し、都民らから反対の声があることについて、石原慎太郎知事は4日の定例会見で「(放射線量などを)測って、なんでもないものを持ってくるんだから『黙れ』と言えればいい」と語った。

都は3日、岩手県宮古市から第1便として約30トンを受け入れ、処理を開始。ガレキそのものから放射線量は検出されず、都内の処理施設周辺の空間放射線量にも影響はなかった。

石原知事は「放射線が出ていれば別だが、皆で協力して力があるところが手伝わなければしょうがない」と指摘。「皆、自分のことばかり考えている。日本人がだめになった証拠だ」と述べた。

¹⁴ 『一層の受け入れ先拡大を 不安の根底に政府への不信 国民目線で「安全」を語れ(2012年4月11日)』(公明党公式HP、2012年5月21日参照)

http://www.komei.or.jp/news/detail/20120411_7797

¹⁵ 『ガレキ処理反対には「黙れ」 石原都知事「皆の協力必要」(2011年11月4日)』(産経ニュース、2012年5月21日参照)

<http://sankei.jp.msn.com/politics/news/111104/lcl11110421490000-n1.htm>

¹⁶ 元自由民主党所属、現在無所属。2011年4月の東京都知事選挙にて当選、現在4期目。かつて参議院議員を4年(任期途中で衆院に鞍替え)、衆議院議員を8期務め、運輸大臣、環境庁長官を務めた。

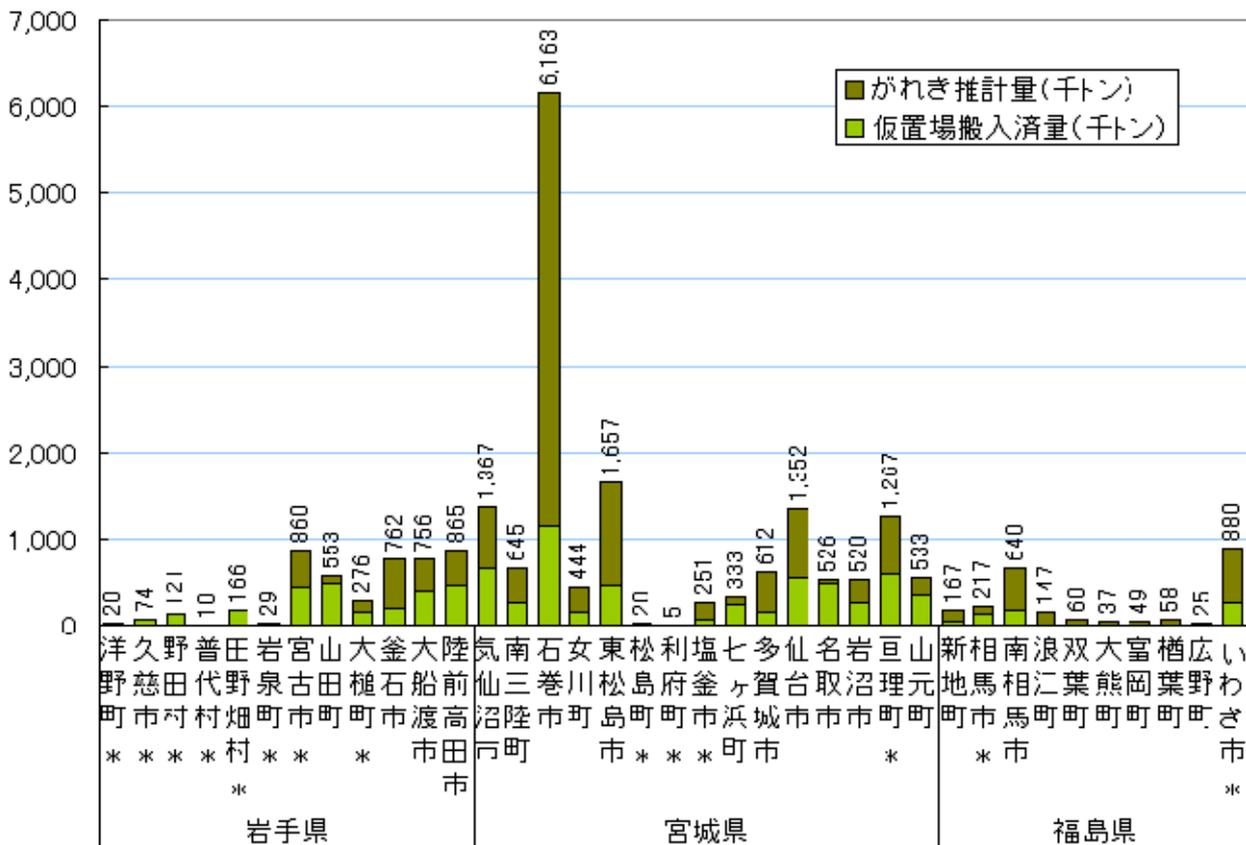
5. 資料

資料1 東日本大震災と阪神淡路大震災の比較資料

	東日本大震災 ¹⁷	阪神淡路大震災 ¹⁸
発生日時	2011年3月11日、14時46分	1995年1月17日、5時46分
ガレキ量	1680万トン 岩手県12年分・宮城県14年分	2000万トン 兵庫県8年分(1994年:248万トン)
県外処理	247トン(約13%)	145万トン(7.25%)
受入自治体	青森・秋田・山形 東京・埼玉・群馬・静岡・福岡	大阪・京都・滋賀・三重・福井・和歌山 岡山・広島・福岡・神奈川・千葉・埼玉
処理進捗度	15.5%(震災発生から1年2ヶ月)	93.6%(震災発生から1年11ヶ月)

資料2 被災市別推計ガレキ量¹⁹

東日本大震災被災地のがれき量



(注)*は搬入済量からの推計(それ以外は衛星画像の浸水区域等からの推計)

(資料)環境省「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況」(搬入済は2011年7月12日現在の県把握量)

¹⁷ 環境省、広域処理情報サイト、<http://kouikishori.env.go.jp/> (2012年5月15日参照)

¹⁸ 『阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について』(兵庫県生活文化部環境局環境整備課、1997年3月)

¹⁹ 社会実情データ図録、本川裕・立教大兼任講師作成、<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/4363e.htm> (2012年5月15日参照)

資料3 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めるものとする。

(国による災害廃棄物の処理の代行)

第四条 **環境大臣は**、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律である市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認められるときは、当該市町村に代わって自ら当該市町村の災害廃棄物の収集、運搬及び処分(再生を含む。以下同じ。)を行うものとする。

一 当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制

二 当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性

三 当該災害廃棄物の広域的な処理の重要性

2 環境大臣は、東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、前項の規定による災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとする。

3 **環境大臣は**、第一項の規定により災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協力を要請することができる。

(費用の負担等)

第五条 前条第一項の規定により**環境大臣が行う災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担**とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

2 **国は**、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために要する費用で当該市町村の負担に属するものについて、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 **国は**、前項に定める措置のほか、災害廃棄物の処理が特定被災地方公共団体である市町村における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資することに鑑み、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

(災害廃棄物の処理に関して国が講ずべき措置)

第六条 **国は**、災害廃棄物に係る一時的な保管場所及び最終処分場の早急な確保及び適切な利用等を図るため、特定被災地方公共団体である市町村以外の地方公共団体に対する広域的な協力の要請及びこれに係る費用の負担、国有地の貸与、私人が所有する土地の借入れ等の促進、災害廃棄物の搬入及び搬出のための道路、港湾その他の輸送手段の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 **国は**、津波による堆積物その他の災害廃棄物に関し、感染症の発生の予防及び悪臭の発生の防止のために緊急に必要な措置を講ずるとともに、早期に、必要に応じ無害化処理等を行った上での復旧復興のための資材等としての活用を含めた処理等を行うよう必要な措置を講ずるものとする。

附 則

2 **国は**、被災市町村負担費用について、国と地方を合わせた東日本大震災からの復旧復興のための財源の確保に併せて、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。